

船橋市歯科診療所指定管理者の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市歯科診療所条例（平成26年船橋市条例第49号。以下「条例」という。）第9条に規定する船橋市かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所及び船橋市さざんか特殊歯科診療所（以下「診療所」という。）の指定管理者の指定を、公平かつ適正に実施するための手続きを定めるものである。

(指定管理者の選定基準)

第2条 指定管理者の選定については、条例第9条各号のいずれにも該当するものの他、次に掲げる事項を総合的に判断して選定するものとする。

- (1) 指定期間中、適正かつ安定した管理運営を行うことのできる実績及び能力を有していること。
- (2) 利用者ニーズに合わせた事業が実施できること。
- (3) 危機管理に対応する適切な体制が整備されていること。
- (4) その他市長が必要があると認めること。

(指定管理者の選定)

第3条 市長は、診療所の指定管理者を指定管理者に応募をしたものの中から選定する。

- 2 市長は、前項の選定にあたっては、別に定める診療所指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、第1項の選定を行ったときは、別に定めるところにより当該選定について公表するものとする。

(指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し又は管理業務の全部若しくは一部を停止することができる。

- (1) 指定管理者が市の指示に従わないとき。
- (2) 指定管理者が、関係法令、条例、規則又は市との協定に違反したとき。
- (3) 指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、管理業務に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- (4) 指定管理者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団の利益となる活動を行う団体であることが認められるとき。
- (5) 指定管理者の役員等（法人にあっては役員及び経営に実質的に関与している者、その他の団体にあってはその代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等

に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- (6) 指定管理者の役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 指定管理者の役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (8) 指定管理者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (9) 指定管理者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 指定管理者が、管理業務の一部を第三者に委託をしている場合において、当該第三者が第4号から第9号までのいずれかに該当することを知りながら、当該第三者と契約を締結していると認められるとき。
- (11) 指定管理者が、管理業務の一部を第三者に委託をしている場合において、当該第三者が第4号から第9号までのいずれかに該当することが判明し、市が指定管理者に対して当該第三者との契約を解除するよう求めたにもかかわらず、指定管理者がその求めに応じないとき。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による管理業務を継続することが適当でないと市長が認めるとき。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月24日から施行する。